

第二回國會 財政及び金融委員會會議錄第三十九号

昭和二十三年六月十五日(火曜日)

午前十一時四十二分開議

出席委員

委員長 早稻田柳石三門君

理事 泉山 三六君 理事 塚田十一郎君

理事 島田 晋作君 理事 中崎 敏君

理事 梅林 時雄君

淺利 三朗君 江崎 眞澄君

大上 司君 倉石 忠雄君

島村 一郎君 宮崎 靖君

小平 久雄君 川合 彰武君

佐藤 觀次郎君 松原 喜之次君

八百板 正君 金光 義邦君

栗田 英男君 中曾 根康弘君

長野 長廣君 細川 八十八君

井出 一太郎君 内藤 友明君

本藤 恒松君 河口 陽一君

本田 英作君

出席國務大臣

大藏大臣 北村 德太郎君

出席政府委員

經濟安定本部 佐多 忠隆君

財政金融局長 平田 敬一郎君

大藏事務官 伊原 隆君

委員外の出席者

專門調査員 氏家 武君

六月十四日委員山口喜久一郎君辭任に

つき、その補欠として小平久雄君が議

長の指名で委員に選任された。

六月十二日

減額社債に対する措置等に関する法

律案(内閣提出)(第一四〇号)

地方自治法第五十六條第四項の規

定に基き、財務局及び税務署の増設

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

に關し承認を求めるの件(内閣提出)
(承認第六号)

同月十四日

薪炭需給調節特別會計法の一部を改

正する法律案(内閣提出)(第一四一

号)

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等

に関する法律案(内閣提出)(第一四

三号)

保險募集の取締に関する法律案(内

閣提出)(第一五〇号)

同月十二日

團扇、扇子及びカレンダーに対する

物品税改正の請願(安平鹿一君外一

名紹介)(第一三二二号)

損害保険料に対する取引高税適用除

外の請願(坂東幸太郎君外四名紹介)

(第一三三九号)

鍼灸あんま業者に対する事業税課税

反対の請願(辻寛一君紹介)(第一三

七五号)

同(岡村利右衛門君紹介)(第一三七

六号)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

國有財産法を改正する法律案(内閣

提出)(第七八号)

未復員者給與法の一部を改正する法

律案(内閣提出)(第九八号)

大藏省預金部特別會計の昭和二十三

年度における歳入不足補てんのため

の一般會計から繰入金に關する

法律の一部を改正する法律案(内閣

提出)(第一三三二号)

國有鉄道事業特別會計及び通信事業

特別會計における事業運営以外の行

政に要する経費の財源に充てるため

の一般會計から繰入金に關する

法律案(内閣提出)(第一三三三号)

復與金融庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出)(第一三四号)

減額社債に対する措置等に関する法

律案(内閣提出)(第一四〇号)

地方自治法第五十六條第四項の規

定に基き、財務局及び税務署の増設

に關し承認を求めるの件(内閣提出)

(承認第六号)

薪炭需給調節特別會計法の一部を改

正する法律案(内閣提出)(第一四一

号)

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等

に関する法律案(内閣提出)(第一四

三号)

保險募集の取締に関する法律案(内

閣提出)(第一五〇号)

〇早稻田委員長 會議を開きます。

先般の委員會において内藤委員より

發言がありました。そのお答えをし

たいというので、大藏大臣より發言を

求められております。この際發言を許

します。

〇北村國務大臣 内藤委員から御發言

のあつた御趣旨は十分承つたのであり

ます。実は先般來この予算をめぐりま

して、はなはだこれは露骨な言い分

すけれども、少し内閣としてこれを通

過させるための熱意が足りないのでは

ないかという感じを私はもちましたの

で、閣議において特に發言を求めまし

て、與党それ／＼の代表としての關係

間においては、これを通過させるため

に全力をあげてもらいたい。今になつ

て予算が停滯でもすると、物價その他

の關係があつて重大なことになるか

ら、十分に討議上の責任をもつてもら

いたいという、たいへん強い發言があ

りました。その日の記者会見におい

て、多少私の用語が用意が足りなかつ

たという点もあつたと思つたのであり

ますが、そういう趣旨の言葉は記者会見

で話をしました。これはこつちでも修

正、あつちでも修正ということになつ

たものでは予算がめちや／＼になつて

まう。そういうことのないようにして

もらいたいという、強い發言をしたと

いうことを申したのであります。その

間に多少の行き違ひがあり、表現に

強弱等がありまして、それがために内

藤委員の御發言と相なつた次第であり

ます。この点ははなはだ遺憾と存じま

すが、私も國會議員の一人でありまし

て、最高機關たる國会の審議權等につ

いて、これを干犯するような意思は毛

頭ございませぬし、ただそれ／＼の與

黨を代表せられる關係において一層の

努力をしてもらいたい。それから政府

は責任をもつて出した予算案通過のた

めには、全力をあげて御努力をお願い

したいということを非常に強く發言をし

た、こういうようなことについて、記

者会見の場合に話をしたことがありま

す。少し行き違ひがあつたようであり

ます。それから私の用語が少し足りな

い点があつたと思いますが、さような

意味でありますから、どうか御了承置

きを願いたいと思ひます。

〇早稻田委員長 本委員會にたくさん

の法案が付託されましたので順次これ

を議題とし、政府の説明を求めたいと

思ひます。第一に國有財産法を改正す

る法律案を議題とし政府の説明を求め

ます。

國有財産法案

第一章 總則

第二章 管理及び処分機關

第三章 管理及び処分

第一節 總則

第二節 行政財産

第三節 普通財産

第四章 台帳、報告書及び計算書

附則

國有財産法

第一章 總則

(この法律の趣旨)

第一條 國有財産の取得、維持、保存

及び運用(以下管理という。)並び

に処分については、他の法律に特

別の定めのある場合を除く外、この

法律の定めるところによる。

(國有財産の範囲)

第二條 この法律において國有財産

とは、國の負担において國有となつ

た財産又は法令の規定により、若

しくは審判により國有となつた財

産であつて左に掲げるものをい

ふ。

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十九号 昭和二十三年六月十五日

一 不動産
二 船舶、浮標、浮き、橋及び浮ドック

三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

四 事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供する機械及び重要な器具

五 地上権、地役権、鉱業権、砂鉱権その他これらに準ずる権利

六 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

七 株券、社債権、地方債証券、投資信託の受益証券及び出資に因る権利並びに外國又は外國法人の発行する証券で株券、社債券、地方債券その他これらに準ずるものの性質を有するもの。

但し、國が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

2 前項第四号の機械及び重要な器具は、当該事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設を廃止した場合において

も、これを國有財産とする。

3 第一項第七号の社債券には、特別の法令により法人の発行する債券及び社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録された社債を含むものとする。

（國有財産の分類及び種類）
第三條 國有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、左に掲げる種類の財産をいう。

一 公用財産 國において國の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

二 公共福祉用財産 國において直接公共の用に供し、若しくは供するものと決定した公園若しくは廣場又は公共のために保存する記念物若しくは國宝

三 皇室用財産 國において皇室の用に供するもの

四 企業用財産 國において國の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の國有財産をいう。

4 第二項第四号の國の企業については、政令でこれを定める。

（總務、所管機及び所屬替の意義）
第四條 この法律において「國有財産の總務」とは、國有財産の管理及び処分を期するもの、國有財産に関する制度を整え、その管理及び処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現狀を明らかにし、並びにその管理及び処分について必要な調整をすることをいう。

2 この法律において「國有財産の所管機」とは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（以下各省各廳の長という。）の間に、國有財産の所管を移すことをいう。

3 この法律において「國有財産の所屬替」とは、同一所管内に二以上の部局等がある場合に、一の部局等の所屬に屬する國有財産を他の部局等の所屬に移すことをいう。

の部局等の所屬に移すことをいう。
第二章 管理及び処分の機關
（行政財産の管理の機關）
第五條 各省各廳の長は、その所管に屬する行政財産を管理しなければならない。

（普通財産の管理及び処分の機關）
第六條 普通財産は、大藏大臣がこれを管理し、又は処分しなければならない。

（國有財産の總務の機關）
第七條 大藏大臣は、國有財産の總務をしなければならない。

（國有財産の引継）
第八條 行政財産の用途を廃止した場合においては、各省各廳の長は、大藏大臣にこれを引き継がなければならない。但し、政令で定める特別会計に屬するもの及び引き継ぐことを適當としないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項但書の普通財産については、第六條の規定にかかわらず、当該財産を所管する各省各廳の長が、これを管理し、又は処分するものとする。

（國有財産の事務の委任）
第九條 各省各廳の長は、その所管に屬する國有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。

2 國は、國有財産に関する事務を、特別調査院若しくはその役員員又は地方公共團體若しくはその吏員に取り扱わせることができる。

第三章 管理及び処分
第一節 通則
（管理及び処分の總則）
第十條 大藏大臣は、必要があると認めるときは、各省各廳の長に對し、その所管に屬する國有財産について、その狀況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は閣議の決定を経て、用途の変更、用途の廃止、所管機その他の必要な措置を求めることができる。

第十一條 大藏大臣は、各省各廳の長の所管に屬する國有財産につき、その現況に関する記録を備え、當時その狀況を明らかにして置かなければならない。

第十二條 各省各廳の長が、國有財産の所管機を受けようとするときは、当該財産を所管する各省各廳の長及び大藏大臣に協議しなければならない。

第十三條 公共福祉用財産又は皇室用財産とする目的で財産を取得し、又は公共福祉用財産若しくは皇室用財産以外の國有財産をこれらの財産としようとするときは、國會の議決を経なければならない。

第十四條 公共福祉用財産又は皇室用財産の用途を廃止しようとするときも同様とする。

第十五條 左に掲げる場合においては、当該國有財産を所管する各省各廳の長は、大藏大臣に協議しなければならない。

一 公用財産又は企業用財産とする目的で土地又は建物を取得しようとするとき。

二 普通財産を公用財産又は企業用財産としようとするとき。

用財産としようとするとき。
三 公用財産を企業用財産とし、又は企業用財産を公用財産としようとするとき。

四 公用財産又は企業用財産である土地又は建物の用途を変更しようとするとき。

五 公用財産又は企業用財産である建物を移築しようとするとき。

六 公用財産又は企業用財産である土地又は建物について、所屬を異にする会計の間に、所屬替をしようとするとき。

2 前項第一号、第四号及び第五号の規定は、政令で定める特別会計に屬するものについては、これを適用しない。

（異なる会計間の所管機等）
第十五條 公用財産、企業用財産及び普通財産を、所屬を異にする会計の間に、所管機若しくは所屬替をし、又は所屬を異にする会計をして使用せるときは、当該会計間において有償として整理するものとする。但し、國において直接道路、河川、水路、港灣その他公共の用に供する財産であつて公共福祉用財産以外のもの（以下公共物という。）又は公共福祉用財産とする目的をもつてこれをする場合、この限りでない。

（職員行為の制限）
第十六條 國有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る國有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反してなした行為は、無効とする。

爲は、これを無効とする。

(國有財産調整審議会)

第十七條 第十條の規定により大蔵大臣の求める用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置及び第十四條の規定により大蔵大臣が協議を受けた重要な事項について、大蔵大臣の諮問に應じてこれを調査審議するため、大蔵省に國有財産調整審議会を置く。

2 審議会は、会長一人、委員二十人以内でこれを組織する。

3 会長は、大蔵大臣をもつて、これに充てる。

4 委員は、衆議院、参議院、総理府、法務府、各省、最高裁判所及び会計検査院(以下各省各廳といふ。)

5 前各項に定めるものの外、審議会について必要な事項は、政令でこれを定める。

第二節 行政財産

(処分等の制限)

第十八條 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外、これを貸し付け、交換し、賣り拂ひ、譲與し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

(運用規定)

第十九條 第二十一條から第二十五條までの規定は、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

第三節 普通財産

(処分等)

第二十條 普通財産は、第二十一條から第三十一條までの規定によりこれを貸し付け、交換し、賣り拂ひ、譲與し又はこれに私権を設定することができない。

2 普通財産は、法律で特別の定をした場合に限り、これを出資の目的とすることができない。

(貸付期間)

第二十一條 普通財産の貸付は、左の期間をこえることができない。

一 植樹を目的として、土地及び土地の定着物(建物を除く。以下同じ。)を貸し付ける場合は、六十年

二 前号の場合を除く外、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、三十年

三 建物その他の物件を貸し付ける場合は、十年

2 前項の貸付期間は、これを更新することができない。この場合において、更新のときから同項の期間をこえることができない。

(無償貸付)

第二十二條 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを地方公共団体、水利組合及び北海道土功組合(以下公共団体といふ。)

一 公共団体において、緑地、公園、ため池、火葬場、墓地又はじんあい焼却場の用に供するときは、これを無償で貸し付けることができる。

二 公共団体において、保護を要する生活困窮者の收容の用に供するときは、これを無償で貸し付けることができる。

するときは、

2 前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができない。

3 各省各廳の長は、第一項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共団体の当該財産の管理が良好でないと認めるとき又は前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならない。

(貸付料)

第二十三條 普通財産の貸付料は、毎年定期に、これを納付されなければならない。但し、数年分を前納させることを妨げない。

(貸付契約の解除)

第二十四條 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に國又は公共団体において公共用、公用又は國の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各廳の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これに因つて生じた損失につき当該財産を所管する各省各廳の長に對し、その補償を求めることができる。

第二十五條 前條第二項の規定により補償の請求があつたときは、当該財産を所管する各省各廳の長は、これを会計検査院の審査に附することができる。

2 各省各廳の長は、前項の審査の結果に關し、会計検査院の通知を受けたときは、その通知のあつた判定に基き、適當な措置をとらなければならない。

(運用規定)

第二十六條 前五條の規定は、貸付以外の方法により普通財産の使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

(交換)

第二十七條 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、國又は公共団体において公共用、公用又は國の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、これをそれと土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができる。但し、價額の差額が、その高價なもの價額の四分の一をこえるときは、この限りでない。

2 前項の交換をする場合において、その價額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

3 第一項の規定により堅固な建物を交換しようとするときは、各省各廳の長は、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならない。

(譲與)

第二十八條 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを譲與することができる。

一 公共団体において維持及び保存の費用を負担した道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供していたもの

の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共団体に譲與するとき。

二 公共団体又は私人において既存の道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用途に代るべき他の施設をしたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共団体又は当該私人若しくはその相続人その他の包括承継者に譲與するとき。

三 道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供していた寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲與するとき。但し、寄附の際特約をした場合を除く外、寄附を受けた後二十年を経過したものについては、この限りでない。

四 公共団体において火葬場、墓地、じんあい焼却場として公共の用に供する普通財産を当該公共団体に譲與するとき。但し、公共団体に於ける当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合においては、この限りでない。

(用途指定の賣拂)

第二十九條 一定の用途に供させる目的をもつて普通財産の賣拂をする場合は、当該財産を所管する各

省各廳の長は、その買受人に対して用途並びにその用途に供しなればならない期日及び期間を指定しなればならない。

第三十條 前條の規定によつて用途並びにその用途に供しなればならない期日及び期間を指定して普通財産の買拂をした場合において、指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該財産を所管した各省各廳の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、損害の賠償を求めるときは、各省各廳の長は、その額について大蔵大臣に協議しなればならない。

(買拂代金の納付)
第三十一條 普通財産の買拂代金又は交換差金は、当該財産の引渡前にこれを納付せなければならぬ。但し、当該財産の譲渡を受けたものが公共団体又は教育若しくは社会事業を営む団体である場合において、各省各廳の長は、その代金又は差金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、确实な担保を徴し、利息を附し、五年以内の延納の特約をすることが出来る。

2 前項但書の規定により延納の特約をしようとするときは、各省各廳の長は、延納期間、担保及び利率について、大蔵大臣に協議しなればならない。

3 第一項但書の規定により延納の特約をした場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、各省各廳の長は、直ちにその特約を解除しなればならない。

一 当該財産の譲渡を受けたものとする管理が、適当でないと認めるとき。

二 各年における延納に係る代金又は差金の納付金額と利息との合計額が当該年の当該財産の見積算額の額に満たないとき。

第四章 台帳、報告書及び計算書

(台帳)
第三十二條 各省各廳は、第三條の規定による國有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならぬ。但し、部局等の長において、國有財産に関する事務の一部を分掌するとき、その部局等毎に、これを備え、各省各廳には、その総括簿を備えるものとす。

2 各省各廳の長又は部局等の長は、その所管に属し、又は所屬に属する國有財産につき、取得、所管、処分その他の理由に基く変動があつた場合においては、直ちにこれを台帳に記載しなればならない。

第三十三條 各省各廳の長は、その所管に属する國有財産につき、毎會計年度末における増減及び毎會計年度末現在における現在の報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなればならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財産増減及び現在額報告書に基き、國有財産増減及び現在額報告書を調製しなればならない。

3 内閣は、前項の國有財産増減及び現在額報告書を第一項の國有財産増減及び現在額報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、會計検査院に送付し、その検査を受けなければならぬ。

第三十四條 内閣は、會計検査院の検査を経た國有財産増減及び現在額報告書を、翌年度開会の國會の常会に報告することを常例とする。

2 前項の國有財産増減及び現在額報告書には、會計検査院の検査報告の外、各省各廳の國有財産増減及び現在額報告書を添附する。

(見込現在額報告書、總計算書)
第三十五條 各省各廳の長は、毎會計年度末に当該年度末及び翌年度末における國有財産見込現在額報告書を調製し、当該年度九月三十日までに、これを大蔵大臣に送付しなればならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財産見込現在額報告書に基き、当該年度末及び翌年度末における國有財産見込現在額報告書を調製しなればならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財産無償貸付状況報告書に基き、國有財産無償貸付状況報告書を調製しなればならない。

3 内閣は、前項の國有財産無償貸付状況報告書を、第一項の各省各廳の國有財産無償貸付状況報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、會計検査院に送付し、その検査を受けなければならぬ。

第三十七條 内閣は、會計検査院の検査を経た國有財産無償貸付状況報告書を、翌年度開会の國會の常会に報告することを常例とする。

2 前項の國有財産無償貸付状況報告書には、會計検査院の検査報告の外、各省各廳の國有財産無償貸付状況報告書を添附する。

(適用除外)
第三十八條 本章の規定は、公共物については、これを適用しない。

附則
第三十九條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。但し、第三十三條、第三十四條及び第三十六條から第三十八條までの規定は、昭和二十二年分度から、これを適用し、第十三條の規定は、第四十五條の規定による國會の議決のあつた日から、これを施行する。

第四十條 財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)及び戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)により物納された國有財産については、第二十二條(第二十六條において準用する場合を含む)又は第二十八條の規定による無償貸付又は譲渡は、これを行うことができない。但し、法律の規定により、財産税等収入金特別會計の所屬となつたものについては、この限りでない。

第四十一條 第三十三條第一項、第三十五條第一項及び第三十六條第一項の規定により調製すべき報告書には、朝鮮、台湾、樺太、南洋、関東州及び外國に係る分は、これを省略することができる。

第四十二條 この法律施行前にした國有財産の交換、賣却、譲渡及び出資並びに貸付、私権の設定その他使用又は収益をさせる行為は、この法律の規定によつてしたものとみなす。

2 前項に掲げる行為であつてこの法律の規定に抵触するものは、そのてい、抵触する限りにおいて、この法律施行の日に、その効力を失う。

第四十三條 第二條第一項第四号又は同條第二項の規定に該当する場合の外、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具は、これを同條に規定する國有財産とする。但し、この法律施行前に物品として各省各廳の長に移管されたもの及び各省各廳の長(大蔵大臣を除く。)に所管換(旧國有財産法(大正十年法律第

四十三号)の規定による管理換を含む。された後において同條第一項第四号又は同條第二項に該当しないものについては、この限りでない。

第四十四條 各省各廳の長は、昭和二十三年九月三十日までに、その所管に属する國有財産を第三條の規定による分類及び種類に従ひ類別し、その類別表を大藏大臣に送付しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により送付を受けた類別表に基づき、國有財産總別表を作成し、それを國有財産調整審議會に諮問しなければならない。

第四十五條 内閣は、前條第二項の國有財産の總別表を國會議に提出し、その議決を経なければならない。

第四十六條 この法律施行の際現に存する法令の規定でこの法律の規定に抵触するものは、この法律施行の日から、その効力を失う。

第四十七條 國有財産法(大正十年法律第四十三号)は、これを廃止する。

第四十八條 國有林野法(明治三十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二條 削除

第三條第二項を削る。

第四條から第七條まで 削除

第九條 削除

第十二條から第十四條まで 削除

第十六條 削除

第二十四條及び第二十五條 削除

第四十九條 皇室經濟法(昭和二十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

うに改正する。

第一條第一項中「皇室の公用に供し、又は供するものと決定した國有財産(以下皇室用財産という。）」は、これを國有財産法の公用財産とし、これに関する事務は、皇室用財産に関する事務は、に改める。

同條第二項中「皇室の用に供し、又は供するものと決定しようとするときは、」は「皇室の用に供しようとするときは、」に改める。

○北村國務大臣 ただいま提案になります。國有財産法案提案理由を御説明申し上げます。

國有財産法につきましては、日本國憲法施行に伴い、昨年五月法律第五十三号及び第八十六号をもつて、とりあえず所要の部分的改正を行つたのでありますが、なお國有財産に関する法制を整備する必要があるため、この法律を附則をもつて國有財産法の全面的改正を要することが規定せられ、これが調査審議のため國有財産法制調査会が設置されたのでありまして、このたび同調査会において慎重審議の結果、國有財産法案が作成されましたので、ここに提出する次第であります。

次にこの法案のおもな点を申し上げます。まず本法第一章においては、この法律の趣旨、國有財産の範囲、國有財産の分類及び種類等、國有財産に関する總則の規定を定めたのであります。この法律の趣旨は道路法、河川法等その他特別法で規定せられてゐるものを除いては、國有財産の管理及び処分についての根本法規を定めることにあります。國有財産の範囲については、

これを現行法より拡張いたしました。新に無体財産権、社債、地方債、投資信託の受益証券を加へますとともに、國有財産の分類を、財産の性質から見て行政財産と普請財産とに大別し、行政財産をさらにその用途または目的によつて公用財産、公共福利用財産、皇室用財産及び企業用財産の四種類に区分し、法制的にその体系を整へたのであります。

次に第二章においては、國有財産の管理及び処分機関を明定して、その責任を明らかにするとともに、大藏大臣は國有財産事務の全般にわたつてこれを總轄することとしたのであります。なお新に國有財産事務の地方自治團體等に対する委任規定を明確に定めた次第であります。

第三章においては、大藏大臣の總轄権、國有財産調整審議會に関すること及び國有財産の管理並びに処分に関する詳細な規定が定められております。大藏大臣の總轄権につきましては、國有財産の運用を効率的にするにとともに、その適正をはかるため各省各廳における國有財産の使用その他について必要な調整を行うことができることとし、總轄大臣たる大藏大臣に対する各省各廳の長からの協議事項を整備して、國有財産管理の万全を期するとともに、さらに國有財産調整審議會を置いて、調整の措置に関する諮問機関としたのであります。また國有財産の無償貸付及び譲與の範囲を具体的に規定いたしました。その管理及び処分適正を期することとした一方、異なつた会計の間における所管換等を有償とし、会計間の整理を明確にいたすこととしたのであります。

最後に第四章において國有財産の台帳に関する事項を規定し、また國有財産の増減及び現在額、見込現在額及び無償貸付に関する國有報告事項を規定して、國有財産の変動及び現狀を常に明確にするにとともに、國有財産の管理及び処分について、政府の責任を明らかにすることとした次第であります。

なお現行法で規定されております境界査定規定は、國が私人に対して相当強権的な権限を有することになり、ますので、通常の民事法上の取扱に委ねることとして、本法案から除くこととしたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

○早稻田委員長 次は大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、政府の説明を求めます。

大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

題名中「大藏省預金部特別会計」の下に「外特別会計」を加へる。

第一項を次のように改める。
政府は、大藏省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計及び通信事業特別会計の昭和二十三年度における歳入不足を補てんするため、一般会計から、当該特別会計に繰入金をすることができ。但し、その金額は、大藏省預金部特別会計について四十五億七千九百九十七万九千円、國有鐵道事業特別会計については百億円、通信事業特別会計については五十億円をもつて限度とする。

第二項中「大藏省預金部特別会計から、」を「大藏省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計及び通信事業特別会計から、それぞれ」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○北村國務大臣 次は大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

先般提出いたしました昭和二十三年度特別会計予算に計上いたしてありますごとく、大藏省預金部特別会計におきましては、歳入歳出とも六十九億九千三百九十五万五千円と相なつておりますが、歳入の面におきましては、二會計固有の歳入といたしましては、二十四億一千三百九十二万六千四百円でありまして、四十五億七千九百九十七万九千円が不足することとなりますので、

この不足分につきましては、一般会計から、これを補足する必要があるであります。

また國有鉄道事業特別会計におきましては、歳入歳出とも千二百六十九億一千四百三十五万五千円と相なつておりますが、歳入の面におきましては、今回の運賃値上げにより増収を見込みましても、陸運行政費以外の経費を支弁するに百億円の不足を生ずることとなりますので、この不足分は、一般会計から、これを補足する必要があるであります。

通信事業特別会計におきましては、歳入歳出とも、八百九十一億六千八百五十五万五千円と相なつておりますが、歳入の面におきましては、今回の郵便料金等の値上げによる増収を見込みましても、通信行政費以外の経費を支弁するに、五千億円の不足を生ずることとなりますので、この不足分は、一般会計から、これを補足する必要があるであります。

以上の三特別会計の昭和二十三年度における歳入不足を一般会計から補足いたしましたためには、法律をもつてこれを規定する必要があるものであります。さきに本國会の審議を経て公布いたしました大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正して、これを規定いたしますため、この法律案を提出した次第でございます。

○早稻田委員長 次に國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における

事業運営以外の行政に要する経費の財源に充ててするための一般会計からする繰入金に関する法律案を議題に供します。大藏大臣の御説明を求めます。

國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に要する経費の財源に充ててするための一般会計からする繰入金に関する法律案
第一條 政府は、國有鉄道事業特別会計の企業的な運営に資するため、同特別会計所屬の左に掲げる経費の財源に充ててため必要な金額を、毎会計年度、予算の定めるところにより、一般会計から、同特別会計に繰り入れることができる。

一 陸運、陸運の用に供する機械器具の製造、修理その他の事業及び倉庫営業に関する監督、助成及び統制に関する経費
二 觀光事業の育成指導その他外客誘致に関する経費
三 國有鉄道（國有鉄道に關連する國營船舶を含む。）及び國營自動車における旅客及び貨物の輸送上の公安維持に関する経費

送上の公安維持に関する経費
第二條 政府は、通信事業特別会計の企業的な運営に資するため、同特別会計所屬の電波管理に関する経費の財源に充ててため必要な金額を、毎会計年度、予算の定めるところにより、一般会計から、同特別会計に繰り入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から、こ

れを施行する。
2 國有鉄道事業特別会計法（昭和二十二年法律第四十号）の一部を次のように改正する。
第二十四條に次の一項を加える。

國有鉄道（國有鉄道に關連する國營船舶を含む。）及び國營自動車における旅客及び貨物の輸送上の公安維持に関する経費は、この会計の所屬とすることができる。

○北村國務大臣 ただいま委員長からお述べになりました法案の御説明を申し上げます。
國有鉄道事業特別会計の所屬として整理しております経費のうち、事業運営以外の行政に要する経費と認められるもの、すなわち
一、陸運に關する監督、助成及び統制に關する経費、
二、陸運の用に供する機械器具の製造、修理その他の事業に關する監督、助成及び統制に關する経費
三、倉庫營業に關する監督、助成及び統制に關する経費

四、觀光事業の育成、指導その他外客誘致に關する経費
五、國有鉄道、國有鉄道に關連する國營船舶及び國營自動車における旅客及び貨物の輸送上の公安維持に關する経費、
につきましては、御承知のごとく、この会計が、いわゆる企業会計でありますので、その事業の企業的な運営に資し、かつその健全な発達に資するため、その財源は一般会計から同特別会

計に繰入れることとしたそうとするものであります。また通信事業特別会計の所屬として整理しております電波の管理に關する経費は、企業の運営以外の行政に關するものでありますので、國有鉄道事業の行政費について、先に申し上げましたと同様の趣旨に基きまして、その経費の財源につきましても、一般会計から同特別会計に繰入れることとしたそうとするものであります。さうして、右に申し上げました一般会計から同特別会計に対し繰入金をするにつきましては、法律をもつてこれを規定する必要があるもので、この法律案を提出いたしました次第であります。

計に繰入れることとしたそうとするものであります。また通信事業特別会計の所屬として整理しております電波の管理に關する経費は、企業の運営以外の行政に關するものでありますので、國有鉄道事業の行政費について、先に申し上げましたと同様の趣旨に基きまして、その経費の財源につきましても、一般会計から同特別会計に繰入れることとしたそうとするものであります。さうして、右に申し上げました一般会計から同特別会計に対し繰入金をするにつきましては、法律をもつてこれを規定する必要があるもので、この法律案を提出いたしました次第であります。

なお、先に申し上げました國有鉄道事業における公安維持に關する経費につきましては、その性質上から申し上げますれば、これを一般会計に計上して整理するのが適當かと存せられますが、經理事務の簡便上から、さしあたりこれを國有鉄道事業特別会計の所屬とすることとするため、これに關する所要の規定もこの法律案のうちに設けた次第でございます。

○早稻田委員長 次に復興金融庫法の一部を改正する法律案を議題とし、大藏大臣の説明を願います。

復興金融庫法（昭和二十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
第三條及び第四條第一項中「九百億円」を「千三百五十億円」に改める。

今日復興金融は引続き増加の傾向をたどり、五月末現在既に七百億円を突破するに至りましたが、これが増加の理由を案じますに、まず産業界の資金需要の面から申し上げれば、経済再

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

○北村國務大臣 復興金融庫法の改正につきましては、既に数次にわたり國会の御審議をお願いして来たところでありまして、今回さらに資本金増加のため同法の一部改正法律案を提案いたしました次第であります。御承知のように復興金融庫の資本金は、去る四月に七百億円より九百億円に増加いたしましたのであります。その際に申し上げたように、この資本金はおおむね六月末までに必要とする資金の最小限を賄うためのものであります。すでに貸出金も限度に近く達しましたので、今回さらに本年末までの所要資金を四百五十億円と見込み、資本金を千三百五十億円に増加することが必要となつたのであります。

復興金融庫の資本金がかかるごとく巨額の金額にまで増高いたしました。つきましては、これが通貨金融面に對するなみ／＼ならぬ影響にも鑑みまして、國會始め各方面より種々御意見ないし御要望を承つておるところであります。もとよりこの点につきましては關係者一同深く留意し、いやくも放慢に流れることのないよう、細心の注意と努力をいたしておるところであります。

今日復興金融は引続き増加の傾向をたどり、五月末現在既に七百億円を突破するに至りましたが、これが増加の理由を案じますに、まず産業界の資金需要の面から申し上げれば、経済再

今日復興金融は引続き増加の傾向をたどり、五月末現在既に七百億円を突破するに至りましたが、これが増加の理由を案じますに、まず産業界の資金需要の面から申し上げれば、経済再

建の根幹たる石炭、鉄鋼、肥料等の重要産業を始め、その他産業における設備の復旧、拡張等の計画が逐次軌道に乗りましますにつれ、これら増産に伴う各種の資金需要が著しく増加してまいりましたこととあります。他方これら資金の供給面より見ますに、再建途上の経済界の不安定期にありましては、各企業の採算状況あるいは将来の見通し等よりいたしまして、自己資本の調達には必ずしも良好とは申しがたく、かつ金融機関の蓄積資金も預金の減少、信用取引の萎縮等によりまして十分ではなく、その金融活動は遺憾ながら円滑を欠くところがあつたのであります。いま、いさお復金依存の傾向が顯著に現れてきたものと存するものであります。もとよりかかる復金依存の傾向は速やかに是正を要するところでありまして、政府と致しましては他の施策と相まち、復金融資の対象を極力限られた範囲に限定いたしまして、つとめて市中金融機関を活用することを希望いたしておるところでございます。今般の増資額は、先ほど申し述べましたように、さしあたり本年末までの所要資金を四百五十億円と予想して定めたものであります。生産計画の進捗状況と、物價改訂の影響を考慮いたしますときは、はたは第期届な金額と存するものであります。政府といたしましては、この際従来の融資方針を相当修正し、厳格に健全金融の方針を貫徹いたしたいと存じております。

次に復金融資の事後の監査指導の問題であります。前々御審議の際の御要望もあり、この点につきましては、目下関係者において種々検討中であり、いずれ近く組織的な検査ないし監察の制度を実施するに至ることと存じております。これにより企業の経営の指導をはかることも、融資金の使途状況の不適正と認められざるものにつきましては、融資の差止め、即時回収等、断固たる処置に出ることとして、資金の最も効率的な運用を期したいと存じております。

御承知のように復興金融庫の資金は、ほとんど復金債の発行によつて調達してあるものであります。債務消化成績の如何は直接通貨膨脹に影響いたしますに鑑み、当事者一同極力それが消化に努力いたしておる次第であります。しかしながら金融界の資本不足により十分の消化成績をめぐるに至つていないことは、まことに遺憾に存する次第であります。

最後に回収促進の問題について一言申し述べたいと存じます。今日まで復金融資は長期資金を主としておりました関係上、回収額はきわめて少額に止まり、この点についても種々御批評を承つていたところであります。復金の現在の人的能力の制限等より、融資後の管理について不十分な点もあつたことと存じますので、今後とも回収の強化については万全の努力をいたす所存であります。さしあたりは復金の機構を改め、新たに管理部を設けましてこの点を強化いたしてまいりたいと存じております。

置を要するものにつきましては成案を得次第、国会の御審議を煩わしたいと存じております。

今般提出いたしました復興金融庫法の一部を改正する法律案は、以上の諸種の事情を十分勘案の上、さしあたり本年第三、四半期末までの資金の最少限度を見込みまして、資本金の増額を履行いたすためであります。すなわち第一、四半期末の資本金の余裕を考慮し、この際現在資本金九百億円を四百五十億円増加して、これを千三百五十億円としたことを適当と考へたのであります。

以上復興金融庫法の一部を改正する法律案につき、提案の理由を説明いたしました。

○早稲田委員長 次に減額社債に対する措置等に関する法律案を議題とします。大蔵大臣の説明を願います。

減額社債に対する措置等に関する法律案

減額社債に対する措置等に関する法律

(定義)

第一條 この法律で、「特別経理会社」、「特別損失の額」、「指定時」、「旧勘定」、「新勘定」、「第二会社」又は「決定整備計画」とは、企業再建整備法(昭和二十二年法律第四十号。以下整備法という。)に定める「特別経理会社」、「特別損失の額」、「指定時」、「旧勘定」、「新勘定」、「第二会社」又は「決定整備計画」とをいう。

2 この法律で、「社債発行特別経理会社」とは、特別経理会社であつて指定時において社債を発行して

いるものをいう。

3 この法律で、「減額社債等」とは、社債発行特別経理会社の発行している社債であつて、整備法第十九條第一項の規定により、その償還の全部若しくは一部が消滅し、又は決定整備計画の定めるところにより、その償還若しくは利息の支拂の条件が変更され、若しくはその債務が第二会社に承継されるものをいう。

4 この法律で、「社債の登録機関」とは、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)に定める社債の登録機関をいう。

(減額社債等の公告)

第二條 減額社債等を発行している社債発行特別経理会社は、整備法第十五條第一項から第三項までの規定(同法第二十條第二項、第二十一條第二項及び合名会社等再建整備令(昭和二十二年政令第七十五号)第二條において準用する場合を含む。以下同じ。)による認可のあつた後、遅滞なく、左の事項を公告しなければならない。

一 減額社債等の銘柄、その償還の全部若しくは一部が整備法第十九條第一項の規定により消滅した場合、同條の規定により確定した各社債の額、その償還若しくは利息の支拂の条件が決定整備計画の定めるところにより変更される場合には、変更前の条件及び変更後の条件又はその債務が決定整備計画の定めるところにより第二会社に承継される場合には、その旨及び当該第二会社の商号

二 社債等登録法の適用を受ける減額社債等(決定整備計画において存続することを定めた社債発行特別経理会社の発行する減額社債等であつて償還期限が整備法第十五條第一項から第三項までの規定による認可があつた日から三箇月を経過した日以前に到来することが確定しているものを除く。第三号、第四号及び第三條中以下同じ。)について社債の登録をしていない社債権者であつて社債の登録をしようとするものは、一定期日までに社債の登録をなすべきこと

三 前号に該当する社債権者であつて社債の登録をしようとしないうち、社債等登録法の適用を受けない減額社債等の社債権者及び減額社債等の質権者は、一定期日までに、その有する債券を社債発行特別経理会社、第二会社、社債募集の委託を受けた会社又は担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の受託会社に提出すべきこと

四 減額社債等について社債の登録をしていない社債権者及び当該社債の質権者は、一定期日までに、当該社債の登録済証を登録機関に提出すべきこと

五 減額社債等に係る登録機関

2 前項第二号から第四号までの規定による期日は、公告の日から二箇月以上三箇月の範囲内で、これを定めなければならない。

3 社債発行特別経理会社は、減額社債等につき、社債募集の委託を受けた会社又は担保附社債信託法

7

の受託会社があるときは、これらの会社とともに、第一項の公告をしなければならぬ。この場合には、公告の費用は、社債発行特別整理会社の負担とする。

4 整備法第十五條第一項から第三項までの規定による認可のあつた日に旧勘定及び新勘定の併合（旧勘定のみを設ける特別整理会社については、旧勘定の廃止）をする場合には、第一項の公告は、整備法第三十七條第一項（合名会社等再建整備令第二條において準用する場合を含む。）の公告とともに、これを行わなければならない。

（償還及び利息の支拂の延期）

第三條 社債発行特別整理会社は、減額社債等について前條第一項第二号から第四号までの規定による期日までは、償還又は利息の支拂を延期することができる。

2 社債発行特別整理会社は、減額社債等については、前條の規定による公告に従い登録をし、又は債券若しくは登録済証の提出があるまでは、償還又は利息の支拂を延期することができる。

（登録簿の変更）

第四條 減額社債等を発行する社債発行特別整理会社は、整備法第十五條第一項から第三項までの規定による認可のあつた後、遅滞なく、当該減額社債等に係る登録簿に、当該第二項第一号に掲げる事項を、書面をもつて通知しなければならない。

2 前項の書面には、当該社債が減額社債等であることを証する書面を添附しなければならない。

3 登録簿は、第一項の通知を受けたときは、債権の全部が消滅した減額社債等については、職権をもつて、遅滞なく、その事由を記載して社債の登録を抹消し、その他の減額社債等については、社債登録簿の表紙の裏面に当該社債に係る第二項第一号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合においては、社債登録簿の各用紙について登録事項を変更することを要しない。

（債券の返還）

第五條 社債発行特別整理会社は、第二條第一項第三号の規定による公告に基づいて債券の提出があつた場合には、当該債券の記載事項に所要の修正をなし、遅滞なく、債券を提出した社債権者又は質権者にしなければならない。この場合においては、当該債券の利に減額社債等である旨を表示する記号を記載しなければならない。

2 前項の規定は、社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第六十四條の規定により社債権者に交付する債券及びその利札に、これを準用する。

（登録済証の返還）

第六條 登録簿は、第二條第一項第四号の規定による公告に基づいて登録済証の提出があつた場合においては、当該登録済証に減額社債

等である旨を表示する記号を記載して、遅滞なく、登録済証を提出した社債権者又は質権者に返還しなければならない。

（解散の場合の特例）

第七條 決定整備計画の定めるところにより解散する社債発行特別整理会社は、減額社債等についてその一部又は全部の償還をなしたときは、遅滞なく、減額社債等に係る登録簿に對し、その旨を通知しなければならない。

2 第四條第三項の規定は、登録簿に對し、前項の規定による通知を受けた場合に、これを準用する。この場合においては、第二條第一項第一号に掲げる事項とあるのは、「償還をなした金額」と読み替へるものとする。

3 決定整備計画の定めるところにより、解散する社債発行特別整理会社の発行する減額社債等であつて、第二会社に承継されるもの以外のものについては、第五條及び前條の規定は、これを適用しない。

4 前項の減額社債等については、社債の登録をした社債権者は、社債等登録法第七條本文の規定にかかわらず、登録の抹消を申請することができる。

（登録簿の要する費用の負担）
第八條 社債発行特別整理会社は、その発行する減額社債等について登録簿に對し、前條第三項（前條第二項において準用する場合を含む。）及び

び第六條に規定する事務を処理するため正当に支出した一切の費用を負担するものとする。

（債権譲渡の特例）

第九條 特別整理会社が、決定整備計画の定めるところにより、その有する債権を第二会社に出資又は譲渡した場合において、その債権の範囲を明示して、その旨を公告したときは、その債権の出資又は譲渡につき、債務者に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十七條の規定による確定日附のある証書をもつて通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて、確定日附とする。

（指定会社への準用）
第十條 第二條から第八條までの規定は、過度経済力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七号）第十一條第二項の決定指令（以下決定指令という。）に基づいて同法第三條の規定による指定を受けた会社（以下指定会社という。）の社債権者の債権が変更せられ、又は当該社債の債務が他に承継される場合に、これを準用する。

2 前條の規定は、決定指令に基づいて、指定会社がその有する債権を他に出資又は譲渡する場合に、これを準用する。

（罰則）
第十一條 左の場合においては、その行為をなした社債発行特別整理会社の取締役その他これに準する者は、これを五千円以下の過料に処する。

一 第二條の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき
二 第四條第一項又は第七條第一項の規定に違反して通知を怠つたとき

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○北村國務大臣 次に減額社債に対する措置等に関する法律案についてその提案の理由を説明いたします。

企業再建整備法の特別整理会社が整備計画の認可を受けまして、特別損失の一部を債権者に負担せしめて、いわゆる旧債権の打切りを行います場合には、その結果として社債も、たとえば券面額百円のものに七十円または五十円というように減額されることになりまふ。また認可を受けた整備計画において社債の償還ないし利息支拂等の條件の変更を定めた場合には、決定整備計画の定めるところに従つて、これら社債の條件が変更されることになりまふ。さらに過度経済力集中排除法の指定会社の発行する社債につきましても、特別整理会社の場合と同様、決定指令の定めるところに従つて権利の変更が行われることがあるのでありますが、これらの場合において権利内容の変更された社債の債券及び登録簿をそのまま放置して、轉賣せしめまふときは、社債取引の安全を害するおそれがあります。従つて社債の権利の変

次に特別整理会社や過度経済力集中排除法の指定会社が第二会社を設立いたしましたして、その有する債権を第二会社に出資または譲渡いたします場合、これを民法の一般規定によつて処理せしめますときは、非常な手数を要することになり、第二会社の設立に時日を要することになりますので、第二会社に対する債権の出資等に関する手続を簡易化する必要があります。

○早稻田委員長　次に地方自治法第五
五十六條第四項の規定に基き財務局及
び税務署の増設に関し承認を求めるの
件を議題といたします。大藏大臣の説
明を求めます。

最近における税務行政の実情に顧み、東京第二財務局外二財務局（別紙一のとおり）及び蒲田税務署外四（別紙二のとおり）を置く必要が生じたので、財務局官制による財務局の設置及び税務署官制による税務署の設置について、地方自治法第百五十六條第四項の規定による國会の承認を求める。

別紙二	稅務署新設案	稅務署名	都道府縣	位 置	管 轄 区 域
(東京財務局)	浦田	東京	大田區蓮沼	大田區の内旧蒲田區に屬する區域	
武藏松山	埼玉	比企郡松山町	比企郡 秋父郡の一部		
本庄	埼玉	本庄町	兒玉郡		
伊勢崎	群馬	伊勢崎市	伊勢崎市 佐波郡		
新津	新潟	中蒲原郡新津町	中蒲原郡の一部 東蒲原郡		
屋代	長野	埴科郡屋代町	更級郡 埴科郡		
須坂	長野	須坂町	上高井郡		
(大阪財務局)	浪速	浪速區	浪速區		
天王寺	大阪	天王寺區	天王寺區		
淀川	大阪	西淀川區	西淀川區		
長田	兵庫	神戸市長田區	長田區		
三田	兵庫	三田町	有馬郡		
木下	兵庫	三木町	美嚢郡		
脇	兵庫	西脇町	多可郡		
飾	兵庫	姫路市	神崎郡 飾磨郡		
山崎	兵庫	篠山町	多紀郡		
津	滋賀	草津町	栗太郡 野洲郡		

三國	(札幌財務局)	夕張市	北海道	夕張市	坂井郡
石狩	北北海道	札幌市	函館市	琴似町外二十一町村	
渡島	北北海道	函館市	余市町	十九町村	
余良野	北海	富良野町	九町村		
(仙台財務局)	仙台市	宮城	仙台市	仙台市南部 名取郡 亶理郡	
土崎	秋田	田	秋田市	秋田市の一郡 南秋田郡	
棚倉	福山	島形	棚倉町	東白川郡	
赤湯	秋田	田	赤湯町	東置賜郡	
湯沢	秋田	田	湯沢町	雄勝郡	
(名古屋財務局)	氣賀	岡	氣賀町	引佐郡	
松任	石川	川	松任町	石川郡	
岐阜	岐阜	岐阜	岐阜市加納町	岐阜市の一郡 稲葉郡	
養老	岐阜	岐阜	養老郡高田町	羽島郡 養老郡 海津郡	
(廣島財務局)	廣島	廣島	廣島市	廣島市の内元安川以西 安藝郡の一部	
海田	廣島	海田町	三原市	三原市 豊田郡の一部	
三野	廣島	三野市	玉野市	玉野市 兒島郡の一部	
玉野	廣島	玉野市	玉野市		
(高松財務局)	觀音寺	川	觀音寺町	三豐郡	
伊予西條	愛媛	媛	西條市	西條市 周桑郡	
御莊	愛媛	媛	御莊町	南宇和郡	
伊野	知	伊野町	伊野町	吾川郡	
(熊本財務局)	博多	福岡市	福岡市	福岡市の内博多 三養基郡 神埼郡の一郡	
鳥栖	佐賀	鳥栖町	鳥栖町	宇土郡 下益城郡の一郡	
宇土	熊	本	宇土町		

限府本	菊池郡
豊後高田	西國東郡
伊集院	日置郡
小宮崎	西諸縣郡
(計 四七)	

○北村國務大臣 次に地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き財務局及び税務署の増設に關し承認を求むるの件につきまして、その提案の理由を御説明申上す。

政府におきましては、本年度二千六百三十余億円に達する租税収入を確保するため、各般の施策を講じつつあるものであります。なかんずく徴税機構の整備強化をはかるの要きわめて緊切なるものがあるのを認めまして、その一として第二東京財務局ほか二財務局及び浦田税務署ほか四十六税務署を増設することとしたのであります。

先づ財務局の増設について申上す。財務局は現在全國に八局設置されているのであります。そのうち、特に廣汎な区域を管轄し、かつ多数の税務署を擁しているため、税務執行上支障少からざる財務局につきまして、その管轄区域を分割して課税の適正化を期することといたし、他面納税者の便宜をはかることといたし、まず現在の東京財務局の管轄区域から新潟、長野、群馬、埼玉、栃木、及び茨城の六縣を分離して、第二東京財務局を東京都に設置し、次に名古屋財務局の管轄に屬する富山、石川、及び大阪財務局の管轄に屬する福井のいわゆる北陸三縣をもつて金沢市に金沢財務局を設置し、ま

た熊本財務局の管轄区域から福岡、佐賀及び長崎の三縣を分離して、福岡市に福岡財務局を設置することとしたのであります。

次に税務署の増設について申し上げます。

現在税務署は全國に總數四百五十一ございまして、このうち特に廣汎な区域を管轄し、課税物件の分布廣く、かつ多数納税者を擁する税務署につきましては、その区域を分割して税務署を増設することが、納税者の便宜をはかるためにも、はたまた課税の適正化を期するためにも緊要と存せられます。で、税額、納税者數、区域の廣狹、將來の發展性、職員數等を総合勘案いたしまして、本年度とりあえず浦田税務署ほか四十六税務署を増設することとしたのであります。昨年所得税に予算申告納税制度を採用して以來、納税者と税務官署との關係は特に緊密なものがあるものであります。今回これ等の増設が實現することとなりま

す。ならば、納税者の利便はもとより、円滑適正な税務運営に資するところ、けだし大なるものがあるかと存するものであります。

○早稻田委員長 次に薪炭需給調節特別会計法の一部を改正する法律案を議題とします。大藏大臣の説明を求めます。

薪炭需給調節特別会計法の一部を改正する法律

薪炭需給調節特別会計法（昭和二十二年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六條中「三十億円」を「五十五億円」に改める。

第七條の二 政府は、薪炭の買入代金の支拂について、その事務の一部を銀行（日本銀行を除く。以下同じ。）、農業協同組合又は農業會に委託することが出来る。

前項の場合において、政府は、日本銀行又は農林中央金庫に対し、資金を交付して、銀行、農業協同組合又は農業會が行う薪炭の買入代金の支拂に必要な資金の交付をなせしめることができる。

農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六條の規定にかかわらず、前項の資金の交付に關する事務を行うことができる。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

○北村國務大臣 次に薪炭需給調節特別会計法の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

今回改正しようとした点は二点であります。その第一点は、薪炭証券、借入金及び一時借入金の限度額の引上げに關する改正であります。薪炭証券等の限度額は、現在の最高額は三十億円と相なつておるのであります。が、輸送事情等によりまして、山元における手持量が最近増加いたしておる状況にありますため、現行の限度額

をもつていたしましては、現在すでに相当窮屈になつてゐる実情であります。が、これに加えて、さらに薪炭の配給につき、近く登録店鋪制を実施することと相なりますのに伴ひ、その配給の操作上から手持量の増加を必要といたしますので、近く実施の予定であります。物價改訂に伴ひまして、薪炭の買入價格も相当程度引上げられる計画でありますので、薪炭の最も手持量の多い九月におきましては、約五十五億円の資金を必要とする予定でありますので、從來三十億円でありました証券、借入金及び一時借入金の限度額を、五十五億円に引上げることにいたそうとする次第であります。

第二点は、薪炭買入代金の支拂方法の整備に關する改正であります。薪炭の買入代金の支拂につきましては、從來食糧のそれと同じく、もっぱら農林中央金庫を通じて、これが支拂を行つてまいつたのであります。が、今般生産者の利便を考慮いたしまして、農業協同組合、農業會または市中銀行において、これが支拂を受けることができることとし、これに必要な改正措置を講じようとする次第であります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出した次第であります。

○早稻田委員長 次は旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案を議題といたします。大藏大臣の説明を願ひます。

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案
旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律
第一條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に屬していた普通財産は、國有財産法（昭和二十三年法律第 号）第二十二條第一項に規定する公共團體（以下公共團體という。）において水道施設及び防波堤、岸壁等の臨港施設として公共又は公益の用に供するとき、これを当該公共團體に無償で貸し付けることができる。

2 前項の無償貸付は、公共團體における当該施設の經營が營利を目的とし、又は利益をあげる場合、これをを行うことができない。

3 各省各廳の長（國有財産法第四條第二項に規定する各省各廳の長をいう。以下同じ。）は、第一項の規定により普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共團體の当該財産の管理が良好でないことを認めるとき又は前項の規定に該當することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならぬ。

第二條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に屬していた普通財産は、公共團體において医療施設の用に供するとき又は學校教育法の（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する學校（以下學校という。）の用に供するときは、この法律施行の日から三年以内に限り、当該公共團體又は当該學校の設置者に対して、時價の二割以内において減額した對價で、これを譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡は、公共團體における当該施設の經營が營利を目的とし、又は利益をあげる場合においては、これをを行うことができない。

3 第一項の規定によつて普通財産を譲渡した後において前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその割引額を追徴しなければならない。

第三條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた普通財産を譲渡し、又は財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）若しくは戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）により物納された普通財産をその財産の譲渡時における従前よりの使用者に譲渡した場合において、当該財産の譲渡を受けたものが、賣拂代金又は交換差金を一時に支拂うことが困難であると認められるときは、確定な担保を徴し、利息を附し、三年以内の延納の特約をすることができ、これを準用する。

2 國有財産法第三十一條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により延納の特約をする場合に、これを準用する。

第四條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）施行の際都道府県において、事務、事業又は職員に供するに供されてきた公用財産は、この法律施行の日から五年以内の限りに、これを当該都道府県に無償で貸し付けるものとする。

2 第一條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による無償貸付に、これを準用する。

第六條 國有財産法第三十六條第一項の規定による國有財産無償貸付の状況報告書は、第一條及び第四條の規定により無償貸付をした普通財産についても、これを調製しなければならない。

附則
この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

○北村國務大臣 次に旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

一般の國有財産の管理及び処分については、國有財産法の規定によることは御承知の通りでありまして、この法律の改正については、先般衆議院を願つておるところであります。しかしながら旧軍用財産その他特定の財産等については、民生安定、産業の復興、公共の便益等のためこれを有効に使用せしめることと、迅速にこれを処分することが適當であると考へられます。

が、そのためにはこの種の財産について特別な取扱ひをすることが必要であり、ここに臨時的に特別法を制定する必要を生じたのであります。その内容のおもな点について逐條的に御説明申し上げます。

まず第一條においては、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた財産、いわゆる旧軍用財産中水道施設及び臨港施設は、これを公共團體に貸付け、その管理のもとに一般公共の便益に供することが適當と認められます。

が、現在のところ収益性はありませんが、これを公共團體に無償で貸付け得ることとしたのであります。

第二條においては、旧軍用財産は、公共團體において病院等医療施設の用に供するときは、または学校の用に供するときは、その経営が営利を目的とし、または利益をあげる場合を除いて、この法律施行の日から三年以内に限り、当該公共團體または当該学校経営者に対して、時價の二割以内の減額した対價で賣却することができるとしたのであります。

第三條においては、旧軍用財産及び物納財産は、譲渡時における従前よりの使用者に対して、その賣拂代金または交換差金の延納の特約を認めることとしたのであります。

第四條は、從來から國有財産として都道府県に供していた財産については、地方自治法施行に伴つて從來の通り公用財産としておくことはできなくなつたのであります。これをただちにこれらの地方公共團體に対して、有償で貸付けることは適當でないと考えられるので、この法律施行の日から五年以内に限り、これを無償で当該都道府県に貸付けるものとしたのであります。

第五條は、地方公共團體から無償で國の学校の用に供せられた財産は、國がその用に供しない場合においては、当該地方公共團體に無償で返還することとしたのであります。

以上がこの法律案のおもなる内容であります。

大藏大臣の説明を求めます。

保險募集の取締に関する法律案
保險募集の取締に関する法律（目的）

第一條 この法律は、生命保險募集人及び損害保險代理店並びに募集を行う生命保險会社の役員及び使用人の登録をなし、それらの者の行う募集を取り締り、もつて保險契約者の利益を保護し、あわせて保險事業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「生命保險募集人」とは、生命保險会社の委託を受けて、その保險会社のために生命保險契約の締結の媒介をなす者で、その保險会社の役員又は使用人でないものをいう。

2 この法律において「損害保險代理店」とは、損害保險会社の委託を受けて、その保險会社のために損害保險契約の締結の代理をなす者で、その保險会社の役員又は使用人でないものをいう。

3 この法律において「募集」とは、保險契約の締結の代理又は媒介をなすことをいう。

4 この法律において「委託保險会社」とは、募集を委託した保險会社という。

5 この法律において「募集文書図画」とは、新聞廣告、印刷物、看板その他募集のため又は募集を容易ならしめるため使用せられる一切の文書図画をいう。

（登録）

第三條 生命保險募集人又は損害保險代理店は、この法律の定めるところにより、登録を受けなければならない。

2 前項の規定により登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を大藏大臣に提出し、且つ、政令の定めるところにより登録手数料を納めなければならない。

一 氏名、商号又は名称
二 住所又は事務所所在地
三 委託保險会社の商号又は名称
四 他に業務を行つてゐる場合はその業務の種類
3 前項の登録の申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 委託契約書
二 申請者及び法定代理人の履歴書及び戸籍謄本
4 申請者が法人又は法人でない社團若しくは財團であるときは、前項第二号に掲げる書類に代えて、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 定款
二 代表者又は管理人の氏名及び住所を記載した書面
三 命令をもつて定める株主又は出資者の氏名又は名称及びその有する株式の數又はその者のなした出資の金額を記載した書面
四 直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書

（登録簿）
第四條 生命保險募集人登録簿及び損害保險代理店登録簿は、大藏

省に、これを備えなければならない。

2 大蔵大臣は、前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第五條の規定に該当する場合を除く外、直ちに、前項の生命保険募集人登録簿又は損害保険代理店登録簿に、左に掲げる事項を登録しなければならない。

一 氏名、商号又は名称
二 住所又は事務所の所在地
三 委託保険会社の商号又は名称
四 登録年月日
五 その他参考となるべき事項

(登録の拒否)
第五條 大蔵大臣は、第三條の規定による登録の申請があつた場合において、申請者が左の各号の一に該当するとき又は登録申請書若しくはその添附書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、申請者につき事実を調査した後、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ないもの
二 禁以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終了後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者
三 この法律の規定により登録を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者
四 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

五 法人又は法人でない社團若しくは財團でその役員又は代表者若しくは管理人のうち第一号から第三号までの規定の一に該当するもののあるもの
六 募集に關して收受した保険料を他に流用し、又はこれに準ずる行為をなし、その他募集に關して著しく不適当な行為をなしたものの

(登録の拒否の通知)
第六條 大蔵大臣は、前條の規定によりその登録を拒否した場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更届出)
第七條 生命保険募集人又は損害保険代理店は、第三條第二項に掲げる事項又は同條第三項第一号若しくは第四項第一号に掲げる書類に記載せられた事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(生命保険募集人又は損害保険代理店の役員又は使用人の届出)
第八條 生命保険募集人又は損害保険代理店の役員(代表権を有しない役員をいう。第十條及び第十六條の場合を除き、以下同じ。)及び使用人に募集を行わせる場合においては、その者の氏名及び住所を大蔵大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更を生じたときも、同様である。

(募集を行うことができる者)
第九條 保険会社の役員、使用人又は第四條第二項の規定により登録された生命保険募集人若しくは損害保険代理店でないものは、募集を行うことができない。

(生命保険募集人の行為の制限)
第十條 生命保険会社は、他の生命保険会社の委託を受けている生命保険募集人に對して、募集を委託してはならない。

2 生命保険募集人は、他の生命保険会社の役員又は使用人を兼ね、又は他の生命保険会社の委託を受けて募集を行うことができない。

(委託保険会社の賠償責任)
第十一條 委託保険会社は、生命保険募集人又は損害保険代理店が、募集につき保険契約者に加えた損害を賠償する責任を任ずる。但し、会社が生命保険募集人の委託をなすにつき相當の注意をなし、且つ、損害の防止につとめたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、会社から生命保険募集人又は損害保険代理店に対する求償権の行使を妨げない。

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十四條の規定は、第一項の請求権について、これを準用する。

(損害保険代理店の保険料保管方法)
第十二條 損害保険代理店は、委託保険会社のために收受した保険料を保管する場合においては、自己の財産と明確に区分しなければならない。

2 前項の保険料の保管に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

(生命保険募集人又は損害保険代理店の原簿)
第十三條 委託保険会社は、命令の定めるところにより、生命保険募集人又は損害保険代理店に關する原簿を、その本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所に備え置かなければならない。

2 利害關係人は、必要があるときは、委託保険会社に對して、前項の原簿の縦覧を求めることができる。

(募集文書図画)
第十四條 保険会社の役員、使用人又は生命保険募集人若しくは損害保険代理店が使用する募集文書図画には、それらの者の所屬する保険会社若しくは委託保険会社の商号若しくは名称又は生命保険募集人若しくは損害保険代理店の氏名、商号若しくは名称を記載しなければならない。

(募集文書図画の記載禁止事項)
第十五條 募集文書図画に保険会社の資産及び負債に關する事項を記載する場合においては、保險業法(昭和十四年法律第四十一号)第八十二條第一項の規定により大蔵大臣に提出した書類に記載された事項と異なる内容のものを記載してはならない。

2 募集文書図画には、保險会社の將來における利益の配当又は剰余金の分配についての予想に關する事項を記載してはならない。

3 前二項の規定は、放送、映画、演説その他の方法により、募集のため又は募集を容易ならしめるため、保險会社の資産及び負債に關する事項並びに將來の利益の配当又は剰余金の分配についての予想に關する事項を、不特定の者に知らせる場合に、これを準用する。

(締結又は募集に關する禁止行為)
第十六條 保險会社の役員、使用人又は生命保険募集人若しくは損害保険代理店は、保險契約の締結又は募集に關して、左に掲げる行為をなしてはならない。

一 保險契約者又は被保險者に對して、不実のことを告げ、若しくは保險契約の契約條項の一部につき比較した事項を告げ、又は保險契約の契約條項のうち重要な事項を告げない行為
二 保險契約者又は被保險者が保險会社に對して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことをすすめる行為
三 保險契約者又は被保險者が保險会社に對して重要な事項につき不実のことを告げ、これをすすめる行為
四 保險契約者又は被保險者に對して特別の利益の提供を約し、又は保險料の割引、割戻その他特別の利益を提供する行為

2 前項第四号の規定は、保險会社が保險業法第一條第二項に掲げる書類に基いて行ふ場合は、これを適用しない。

(自己代理店の禁止)
第十七條 損害保険代理店は、その主たる目的として、自己又は自己が雇傭せられてゐる者を保險契約者又は被保險者とする保險契約を募集してはならない。

2 損害保険代理店の募集した自己

する事項並びに將來の利益の配当又は剰余金の分配についての予想に關する事項を、不特定の者に知らせる場合に、これを準用する。

一 保險契約者又は被保險者に對して、不実のことを告げ、若しくは保險契約の契約條項の一部につき比較した事項を告げ、又は保險契約の契約條項のうち重要な事項を告げない行為
二 保險契約者又は被保險者が保險会社に對して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことをすすめる行為
三 保險契約者又は被保險者が保險会社に對して重要な事項につき不実のことを告げ、これをすすめる行為
四 保險契約者又は被保險者に對して特別の利益の提供を約し、又は保險料の割引、割戻その他特別の利益を提供する行為

2 前項第四号の規定は、保險会社が保險業法第一條第二項に掲げる書類に基いて行ふ場合は、これを適用しない。

(自己代理店の禁止)
第十七條 損害保険代理店は、その主たる目的として、自己又は自己が雇傭せられてゐる者を保險契約者又は被保險者とする保險契約を募集してはならない。

2 損害保険代理店の募集した自己

する事項並びに將來の利益の配当又は剰余金の分配についての予想に關する事項を、不特定の者に知らせる場合に、これを準用する。

一 保險契約者又は被保險者に對して、不実のことを告げ、若しくは保險契約の契約條項の一部につき比較した事項を告げ、又は保險契約の契約條項のうち重要な事項を告げない行為
二 保險契約者又は被保險者が保險会社に對して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことをすすめる行為
三 保險契約者又は被保險者が保險会社に對して重要な事項につき不実のことを告げ、これをすすめる行為
四 保險契約者又は被保險者に對して特別の利益の提供を約し、又は保險料の割引、割戻その他特別の利益を提供する行為

2 前項第四号の規定は、保險会社が保險業法第一條第二項に掲げる書類に基いて行ふ場合は、これを適用しない。

又は自己が雇傭せられて、いる者を
保険契約者又は被保険者とする保
險契約の保険料の累計額が、当該
損害保険代理店の募集した保険契
約の保険料の累計額の百分の五十
をこえることとなつたときは、当
該損害保険代理店は、前項の規定
の適用については、これを自己又は
自己が雇傭せられて、いる者を保
險契約者又は被保険者とする保険
契約を募集することを主たる
目的としたものとみなす。

(手数料の支拂禁止)

第十八條 保険会社は、その役員及
び使用人又は第四條の規定により
登録された生命保険募集人若しくは
損害保険代理店に対する場合を
除く外、募集の委託をなし、又は
募集に關して手数料、報酬その他の
対價を支拂つてはならない。

2 第十六條第二項の規定は、前項
の場合について、これを準用す
る。

3 生命保険募集人又は損害保険代
理店は、第八條の規定により届け
出た役員若しくは使用人又は第四
條の規定により登録された生命保
險募集人若しくは損害保険代理
店に対する場合を除く外、募集を
行わせ、若しくはその委託をな
し、又は募集に關して手数料、報
酬その他の対價を支拂つてはなら
ない。

(報告及び検査)

第十九條 大蔵大臣は、生命保険募
集人又は損害保険代理店に対し
て、その使用する文書図画の呈示
を命じ、その業務に關する報告書
の提出を命じ、若しくはその文書

図画の使用に關し必要な命令をな
し、又はその職員をしてその帳簿
書類その他の物件を検査させるこ
とができる。この場合において、
その職員は、その身分を示す証票
を携帯し、關係人の請求があつた
ときは、これを呈示しなければな
らない。

(違法行為に対する措置)

第二十條 大蔵大臣は、生命保険募
集人又は損害保険代理店が左の各
号の一に該当すると認めるとき
は、その者につき事実を調査した
後、期間を指定してその業務の停
止を命じ、又はその登録の取消の
処分をなすことができる。

一 この法律又は他の法令に基
いて発する大蔵大臣の命令に違反
したとき。

二 その他募集に關して著しく不
適當な行為をなしたと認められ
るとき。

2 大蔵大臣は、第五條及び前項の
規定により、生命保険募集人又は
損害保険代理店につき事実を調査
しなければならぬ場合において、
大蔵大臣が調査のため通知を
なしてから二月も経過してもその
者から答弁がないときは、登録を
拒否し、期間を指定してその業務
の停止を命じ、又はその登録の取
消の処分をなすことができる。

3 大蔵大臣は、生命保険募集人又
は損害保険代理店が第五條第一
号、第二号、第四号若しくは第五
号の規定の一に該当するに至つた
ときは、第一項若しくは第二項の
規定により登録の取消の処分をな
したときは、直ちに、その登録を

抹消しなければならない。

(募集を行う役員又は使用人の登
録)

第二十一條 第三條から第八條まで
の規定並びに第十九條及び前條の
規定は、生命保険会社の役員又は
使用人である該会社のために募集を
行う者について、これを準用す
る。この場合において、これらの
規定中「生命保険募集人」とあるの
は「募集を行う役員又は使用人」
と、第四條第一項中「生命保険募
集人登録簿」とあるのは「役員使用
人登録簿」と読み替へるものとす
る。

第二十二條 左の各号の一に該当す
る者は、これを一年以下の懲役又
は一万円以下の罰金に処する。

一 第九條の規定に違反した者

二 第十條第二項の規定に違反し
た者

三 第十五條の規定に違反した者

四 第十六條の規定に違反した者

五 第十八條第三項の規定に違反
して募集を行わせ、又はその委
託をなした者

六 第二十條の規定による業務の
停止の命令に違反して保険契約
の募集を行つた者

2 前項の罪を犯した者には、情狀
に因り、懲役及び罰金を併科する
ことができる。

第二十三條 第十條第一項の違反が
あつたとき又は第十八條第一項の
規定に違反して募集の委託をな
したときは、その違反行為をなした
生命保険会社の代表者、代理人、
使用人その他の従業者を一年以下
の懲役又は一万円以下の罰金に処

する。

第二十四條 左の各号の一に該当す
る者は、これを六月以下の懲役又
は五千円以下の罰金に処する。

一 第十二條第一項の規定に違反
した者

二 第十二條第二項の規定による
命令に違反した者

第二十五條 左の各号の一に該当す
る者は、これを五千円以下の罰金
に処する。

一 第十四條の規定に違反した者

二 第十九條(第二十一條におい
て準用する場合を含む。以下同
じ。)の規定による命令に違反
した者

三 第十九條の規定による検査を
拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十六條 第二十一條において準
用する第三條第一項の規定による
登録を受けることを怠つた者は、こ
れを五千円以下の過料に処する。

第二十七條 法人(法人でない社團
又は財團で代表者又は管理人の定
めのあるものを含む。以下この項に
おいて同じ。)の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者が法人又は人の業務に
關して第二十二條から第二十五條
までの違反行為をなしたときは、
行為者を罰する外、その法人又は
人に対して各本條の罰金刑を科す
る。

2 前項の規定により法人でない社
團又は財團を処罰する場合におい
ては、その代表者又は管理人がそ
の訴訟行為につきその社團又は財
團を代表する外、法人を被告人と
する場合の刑事訴訟に關する法律

の規定を準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から、こ
れを施行する。但し、第三條(第
二十一條において準用する場合を
含む。)の規定は、この法律施行
の日から三月を経過した日から、
第九條及び第十八條の規定は、こ
の法律施行の日から六月を経過し
た日から、これを施行する。

2 この法律施行の際、生命保険募
集人若しくは損害保険代理店であ
る者又は生命保険会社のために募
集を行う役員若しくは使用人であ
る者は、この法律施行の日から六
月以内に、第三條(第二十一條に
おいて準用する場合を含む。)の
規定による登録の申請をなさなけ
ればならない。

○北村國務大臣 保險募集の取締に關
する法律案につきまして御説明申し上
げます。保險会社が現在のインフレ下
において健全經營を続けるためには、
どうしても新しい契約を大量に獲得
し、その収入保険料を多くしなければ
ならないのでありますが、それはあた
かも一般企業において生産を上げるこ
とが緊急の目標であるのと同様であり
ます。生命保險事業におきましては、
新契約獲得及び収入保険料増大に格段
の努力をいたし、その成績はきわめて
顯著でありまして、その結果として現
在まで各社とも健全經營を維持してき
たのでありますが、その反面といいたし
まして、何でも契約をとりさえすれば
よいものだといふような氣持から、と
かく募集が暴走して、保險契約者保護
の見地からも、また保險の信用保持の

見地から言つても、このまま放置できない状態に立ち至つてゐるのであります。また損害保険事業におきまして、いわゆる自己代理店、その他健全な代理店がはびこる等の事態が發生してゐるので、これに対し適切な調整を加ふる必要が起つてゐるのであります。

ところで生命保険においても、損害保険においても、保険契約の募集にあたる者は、大部分は保険会社と独立の商人であるところの生命保険募集人、または損害保険代理店と言われるものであります。政府は、生命保険募集人、または損害保険代理店に対して、保険業法に基づく直接の監督権がないのであります。従いまして政府は保険会社に対して所要の命令をなし、その上で保険会社が生命保険募集人または損害保険代理店に対して適当な処置をなすというふうにして、その監督が間接的とならざるを得ないのであります。政府が直接生命保険募集人、損害保険代理店、その他募集を行う者に対して監督権をもつて、その素質を向上させるためには、免許制度を採用することが理想であります。その前提として、とりわけ登録制度を採用することが適当であると考えられます。

次に、募集の適正を期するためには、募集行為に規制を加え、不正な募集行為に対し刑罰を科し、政府が直接これを取り締り得ることとし、不正な募集行為の排除の策をあげるべきであります。かくして登録制度と不正募集の取締りと相まつて、募集の健全化を推進することができると考えられるのであります。

保険業法の全面的改正は目下準備が

進められており、募集に関する法規はその一部を構成するものであります。が、保険募集の現状に鑑み、緊急に対策を要するものと認められますので、ここに別途單行法を制定し、至急実施したいと存する次第であります。なお保険業法改正の際には、登録制度を免許制度に改め、本法はこれを保険業法に吸収される所存でありますことを申し添えます。

この法律案の要旨は、大体次の通りであります。第一に、生命保険募集人、損害保険代理店及び募集を行う保険会社の役員、使用人は、大蔵省に備えられた登録簿に登録することを要することとし、登録の場合においては、登録手数料を徴することとなつております。

第二に、保険会社の役員、使用人、または登録された生命保険募集人もしくは損害保険代理店でないものの募集は禁止されます。

第三に、保険会社は、生命保険募集人または損害保険代理店が、保険契約の募集について保険契約者に加えた損害賠償責任を任することとし、たとえ生命保険募集人が保険料を使いこんだ場合は、会社が直接賠償責任を負ふこととなつております。

第四に、募集用の文書、図面に記載する事項について制限をなすとともに、募集行為について必要な規制を加え、一般大衆が保険に対する知識の乏しいことを奇貨とし、不徳義な行為をなすこと等の絶滅を期しております。第五に損害保険代理店が、その主たる目的として、自己または自己の使用者のため保険契約を募集することを禁止いたしました。

第六に大蔵大臣の、生命保険募集人及び損害保険代理店に対する検査の権限、その他必要な監督の権限を規定するとともに、所要の罰則を設けたのであります。この法律案の要旨は大意以上の通りであります。

以上ただいま提出いたしました九件につきまして、何とぞ速やかに御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○早稲田委員長 残余の議案に対する政府の説明は次会に行うことにいたします。

○梅林委員 今委員長の御宣告の通り、残余の法律案に關する御説明は次会に承ることとしたしまして、この際未復員者給與法の一部を改正する法律案につき、討論を省略し、ただちに採決せられんことを希望いたします。

○川合委員 ただいまの梅林委員の動議に賛成するものであります。特に私は大蔵大臣に本法案に關しまして希望を申し述べておきたいと存する次第であります。この件に關しましては先日の委員会におきまして、特に政府委員に質問申し上げまして、政府の意のあるところを諒としたわけであります。

が、要は未復員家族のみならず、一般邦人の留守家族に対しても、未復員者家族と同様の扶養手当を支給していただきたいという、強い希望が國內の各方面にあるわけであります。殊に現地に於いて強制徴用され、あるいは、また強制留用をされるというような方々が、満洲においては非常に多いのであります。従つてその人たちの留守家族というものはおそろしくかなり困つてゐると思つております。従いましてこの立法の精神から申しますならば、私は旧軍人であつた者の家族に対しては扶養手当を出すという趣旨よりも、平和的な一般邦人の困つてゐる留守宅の家族に扶養手当を出すという趣旨に、は、おそろしく何人もこれを認むるにやぶさかでないと考えるのであります。しかしながら現在の法の趣旨と、またいろいろの關係において、これがただちに実施できないというようなことを伺つたのであります。どうかこの際政府委員の御答弁にもあつたように、一般邦人の留守宅の家族、殊に現地に於いて強制徴用された、あるいはまた留用された家族に対しては、未復員軍人の留守家族に対しては扶養手当を出すと同様のことを、極力実現に移すよう希望を申し述べておきます。

○早稲田委員長 先ほど梅林委員より動議が出まして、未復員者給與法の一部を改正する法律案については、討論を省略してただちに採決せよという動議でありましたが、さう取計らいまして御異議ありませんか。

○早稲田委員長 異議なしと認めます。

それではこの法律案に対して採決いたします。本案に御賛成の諸君の御起立を求めます。

○早稲田委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決確定されました。

○早稲田委員長 次にお諮りいたしますが、先般本委員会において貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案については、当然本委員会において審議すべきものであるということが定まりまして、その旨議長に申入れておきましたところ、さらに議長より議院運営委員会にも相談をした結果、今回は特別に商業委員会にお諮りを願いたい、いま一度御相談を願いたいという、申出がありました。議長申出のごとき、今回に限つてこの法案は商業委員会に付託してもらおうということにしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○早稲田委員長 御異議はないようでありますから、さう回答いたしておきます。

明日は御承知のように午前十時より公聴会を開きます。公聴会終了後委員会を開きますので定刻に御出席願ひたいと存じます。本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時二十二分散会

○早稲田委員長 未復員者給與法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書（都合により附録に掲載）